

マレーシアの植物検疫条件変更に関する情報

マレーシアは来年1月1日から、輸入される以下の10品目に対し、輸入許可証の取得を義務づけることとしております。

このため、以下の10品目の輸出に際しては、事前に輸入許可証の取得が必要となりますので、輸出を計画されている方は輸入者を通じてマレーシア農業省検疫担当部局に申請してください。

品目
ダイズ
トウモロコシ
カカオ豆
コーヒー豆
タバコの葉
綿花
ミカン属生果実
バナナ属生果実
牧草
コーンコブ、カカオの実、サゴヤシ等

詳細については、以下のマレーシア農業省のホームページをご確認ください。

http://www.doa.gov.my/myimport;jsessionid=F08B0729B1B3CC75B0F52A46108174D2?p_p_id=56_INSTANCE_3JeB&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-5&p_p_col_count=1&page=2

詳しくは、以下の担当までお問い合わせください。

農林水産省消費・安全局 植物防疫課検疫対策室 輸出業務班 03-3502-5978
--